

資 料 目 次

第 526 回 福井地方最低賃金審議会
(R 8 . 3 . 19)

番号	資 料 名	頁
1	福井県特定最低賃金の改正に係る意向表明状況	1
2	福井県特定最低賃金の適用労働者数等について（令和7年12月現在）	5
3	令和8年度 福井地方最低賃金審議会（専門部会） 地域別最低賃金審議日程表（案）	6
4	県内の雇用失業情勢等	7

2026年3月12日

福井労働局

局長 石川 良国 殿



福井市
U A
支部

目 35 番地
井 県 支 部

福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業
最低賃金の改正の意向表明について

2019年に設定および金額改正された上記の特定（産業別）最低賃金について、下記理由により金額改正について意向を表明します。

記

1. 申出の理由

福井県内の紡績業、化学繊維、織物、染色整理業における賃金の最低額に関する労働協約が、適用労働者の3分の1以上の合意を得ていることから、最低賃金の改正を求めます。

2. 申出の時期

2026年の7月中に必要な書類を添付し、申出を行います。

以 上

2026年3月12日

福井労働局
局長 石川 良国 殿



石川県能美市香地 14
J A 陸
執行委員長 貴 徳

福井県繊維機械、金属加工機械製造業
最低賃金の改正の意向表明について

2023年に設定および金額改正された上記の特定（産業別）最低賃金について、下記理由により金額改正について意向を表明します。

記

1. 申出の理由

福井県内の繊維機械、金属加工機械製造業における賃金の最低額に関する労働協約が適用労働者の3分の1以上の合意を得ていることから、最低賃金の改正を求めます。

2. 申出の時期

2026年の7月中に必要な書類を添付し、申出を行います。

以上

2026年3月12日

福井労働局

局長 石川 良国 殿



福井市問屋町 番地
電機連合会 議会
議長 告

福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、
ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、
発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、
電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、
映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正の意向表明について

2019年に設定および金額改正された上記の特定（産業別）最低賃金について、下記理由により金額改正について意向を表明します。

記

1. 申出の理由

福井県内の電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業における賃金の最低額に関する労働協約が適用労働者の3分の1以上の合意を得ていることから、最低賃金の改正を求めます。

2. 申出の時期

2026年の7月中に必要書類を添付し、申出を行います。

以上

2026年3月12日

福井労働局
局長 石川 良国 殿



福井市 [REDACTED] 目 35 番地
U A [REDACTED] 井 県 支 部
支 部 [REDACTED] 一 [REDACTED]

福井県百貨店、総合スーパー
最低賃金の改正の意向表明について

2020年に設定および金額改正された上記の特定（産業別）最低賃金について、下記理由により金額改正について意向を表明します。

記

1. 申出の理由

福井県内の百貨店、総合スーパーにおける賃金の最低額に関する労働協約が、適用労働者の3分の1以上の合意を得ていることから、最低賃金の改正を求めます。

2. 申出の時期

2026年の7月中に必要な書類を添付し、申出を行います。

以 上

福井県特定最低賃金の適用労働者数等について

最低賃金件名	令和7年12月末日現在	
	適用事業所数	適用労働者数
福井県紡績業，化学繊維業、織物、染色整理業	228 (247)	4,799 (5,066)
福井県繊維機械、金属加工機械製造業	95 (102)	1,747 (1,875)
福井県電気機械器具製造業（略称）	149 (151)	9,613 (11,413)
福井県百貨店，総合スーパー	13 (11)	1,413 (1,200)
合 計	485 (511)	17,572 (19,554)

（ ）内は、令和6年12月末日現在の数値

適用事業所数は令和3年経済センサス-活動調査を基礎とした事業所母集団DB（令和4年次フレーム確報）を基礎資料として、労働局で把握した倒産情報等を反映させたもの。

適用労働者数は令和3年経済センサス-活動調査を基礎とした事業所母集団DB（令和4年次フレーム確報）を基礎資料として、令和6年度に実施した基礎調査により推計した年齢、従事業務等による特定最低賃金適用除外労働者数を減じて算出したもの。

令和8年度 福井地方最低賃金審議会(専門部会) 地域別最低賃金審議日程表
(事前調整用)

1 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発効予定日一覧

答申要旨の公示日	異議申出締切日	異議審議会(530回本審)	官報公示予定	発効予定日
8月5日(水)	8月20日(木)	8月21日(金) AM	9月1日(火)	10月1日(木)
8月10日(月)	8月25日(火)	8月26日(水) AM	9月4日(金)	10月4日(日)
8月12日(水)	8月27日(木)	8月28日(金) AM	9月8日(火)	10月8日(木)
8月18日(火)	9月2日(水)	9月3日(木) AM	9月14日(月)	10月14日(水)
8月19日(水)	9月3日(木)	9月4日(金) AM	9月15日(火)	10月15日(木)

2 令和8年度審議会(専門部会)日程(案)

令和8年		福井地方最低賃金審議会及び専門部会の開催予定時間		備考	
月	日	10:00~	13:30~		
6月		最審議会委員の改選がなく、開催しない。			
7月	6日	第527回審議会(地賃諮問)		外部会場 第1共用会議室	
	9日			第1共用会議室	
	10日			第1共用会議室	
	5日	専門部会委員推薦公示(2~3週間程度):7月10日(金)~7月24日(金) 地域別最低賃金改正意見聴取公示(3週間程度):7月10日(金)~7月31日(金)			
	25日				
	26日				
	27日				
	28日	第1回専門部会(運営規定等)	第528回審議会(目安報告)		第2共用会議室 外部会場
	29日				第2共用会議室 外部会場
	30日				第2共用会議室 外部会場
31日	第2回専門部会(金額審議)			第2・第3共用会議室	
8月	1日				
	2日				
	3日	第2回専門部会(金額審議)		労働局・第3共用会議室	
	4日			第2・第3共用会議室	
	5日	第3回専門部会(金額審議)		労働局・第3共用会議室	
	6日			労働局・第3共用会議室	
	7日			第2・第3共用会議室	
	8日				
	9日				
	10日	第4回専門部会(結審)	第529回審議会(地賃答申、特賃諮問)		労働局・第3共用会議室 第1共用会議室
	11日	(山の日)	異議申出期間:8月10日(月)~8月25日(火)		
	12日	第4回専門部会(結審)	第529回審議会(地賃答申、特賃諮問)		労働局・第3共用会議室 第1共用会議室
	13日	異議申出期間:8月12日(火)~8月27日(木)			
	14日				
	15日				
	16日				
	17日				
18日	第5回専門部会(予備回)(結審)	第529回審議会(地賃答申、特賃諮問)		第2・第3共用会議室 外部会場	
19日	第5回専門部会(予備回)(結審)	第529回審議会(地賃答申、特賃諮問)		労働局・第3共用会議室 第1共用会議室	
	異議申出期間:8月18日(火)~9月2日(水)、8月19日(水)~9月3日(木)				
26日	第530回審議会(異議審)			第1・第3共用会議室	
28日	第530回審議会(異議審)			第1・第3共用会議室	
9月	3日	第531回審議会(異議審(予備)、必要性審議)		第1・第3共用会議室	
	4日	第531回審議会(異議審(予備)、必要性審議)		第1・第3共用会議室	

【参考】令和6年度審議会(専門部会)日程

令和6年		実績	
月	日	日	曜
6月	3日	月	第510回審議会(運営規定、情勢報告等)
	25日	木	中賃目安(諮問)
7月	4日	木	第511回審議会(地賃諮問)
	25日	木	中賃目安(答申)
	26日	金	
	27日	土	
	28日	日	
	29日	月	福井県知事からの要請
	30日	火	第512回審議会(目安報告)
	31日	水	第2回専門部会(金額審議)
	1日	木	第3回専門部会(金額審議)
	2日	金	第4回専門部会(金額審議)
3日	土	予備日使用	
4日	日		
5日	月	第5回専門部会(金額審議)	
6日	火		
7日	水	予備日使用	
8日	木	予備日使用	
9日	金	第6回専門部会(結審)	
10日	土		
11日	日	(山の日)	
12日	月	(振替休日)	
13日	火		
9月	27日	火	第515回審議会(異議審、必要性審議)

【参考】令和7年度審議会(専門部会)日程

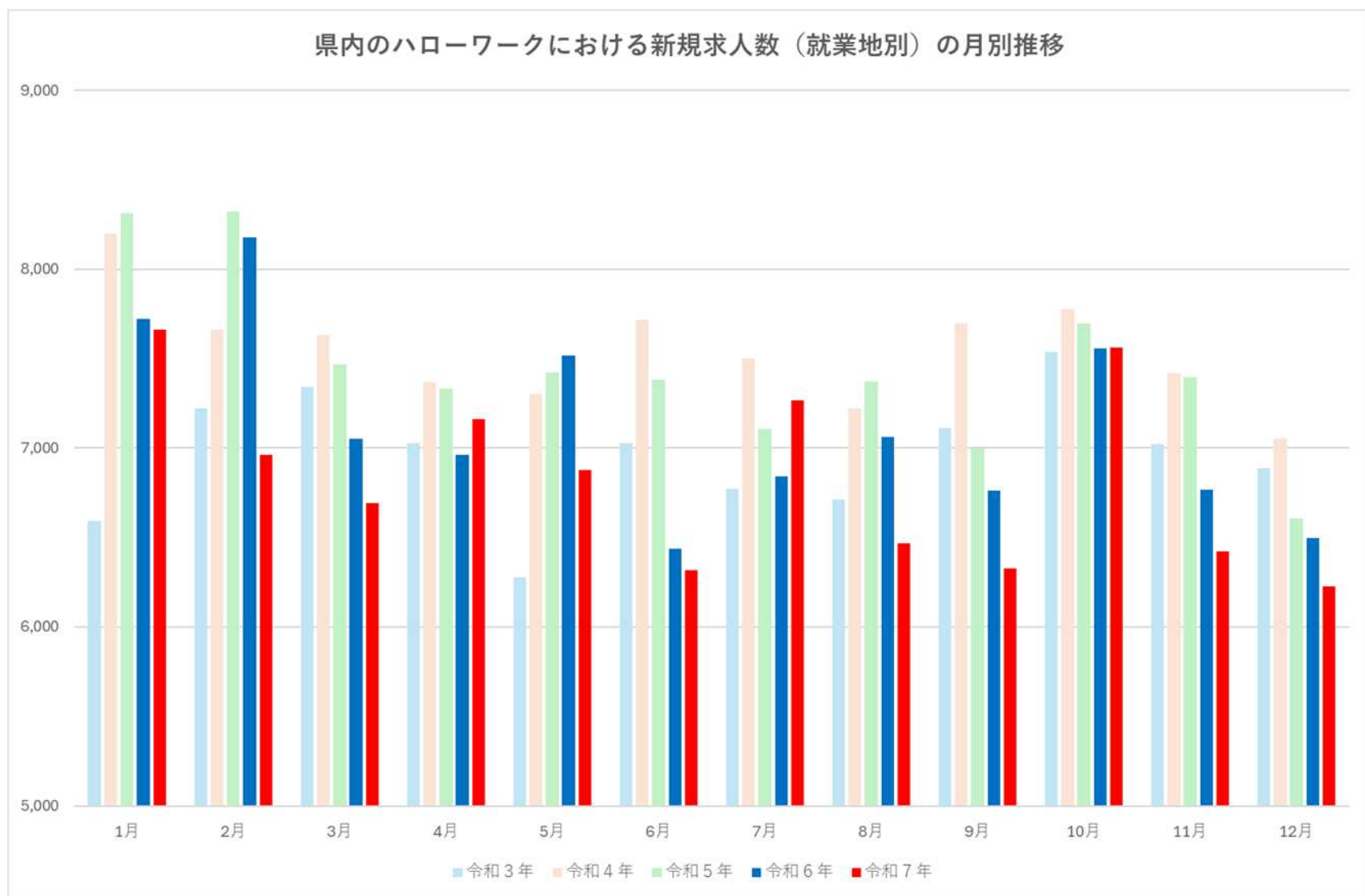
令和6年		実績	
月	日	日	曜
6月	4日	火	第519回審議会(運営規定、情勢報告等)
7月	4日	金	第520回審議会(地賃諮問)
	11日	金	中賃目安(諮問)
	26日	土	
	27日	日	
	28日	月	
	29日	火	
	30日	水	福井県知事からの要請
	31日	木	第1回専門部会(運営規定等)
	1日	金	第521回審議会(資料説明)
	2日	土	
3日	日		
4日	月	中賃目安(答申)	
5日	火	第2回専門部会(金額審議)	
6日	水		
7日	木	第3回専門部会(金額審議)	
8日	金	第4回専門部会(金額審議)	
9日	土		
10日	日	予備日使用	
11日	月	(山の日)	
12日	火	第5回専門部会(結審)	
13日	火		
9月	28日	火	第524回審議会(異議審、必要性審議)
	9日	月	第1回検討小委員会

【参考】中央目安(諮問)
R7.7.11
R6.6.25
R5.6.30
R4.6.28
R3.6.22

【参考】地賃答申
R7.8.12
R6.8.9
R5.8.7
R4.8.8
R3.8.5
R2.8.6

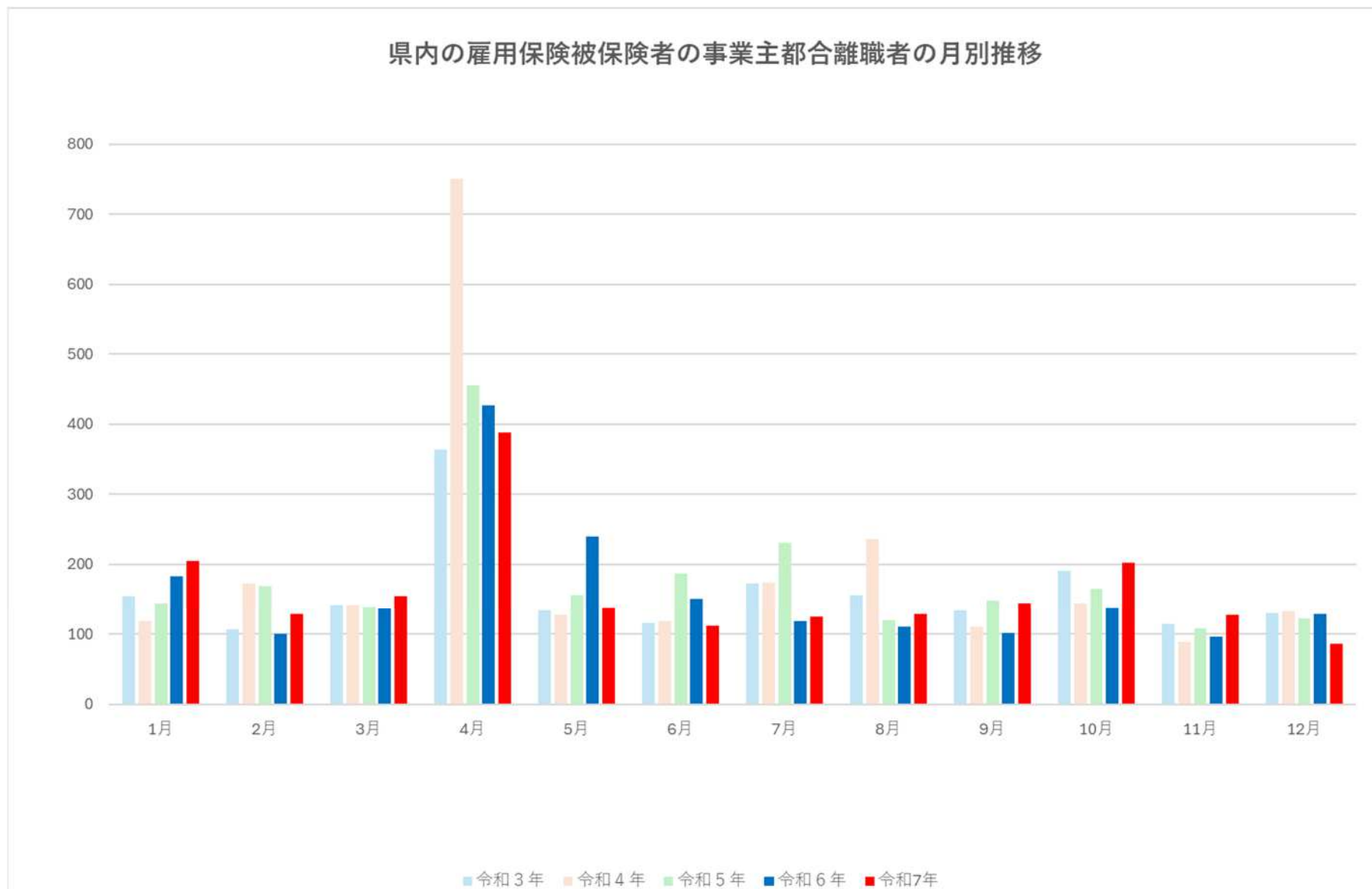
県内のハローワークにおける新規求人数（就業地別）の月別推移

令和7年度福井県最低賃金の改正決定に係る答申があった令和7年8月から同年9月にかけて、新規求人数に落ち込みが見られたが、同年10月には例年並みに戻った。



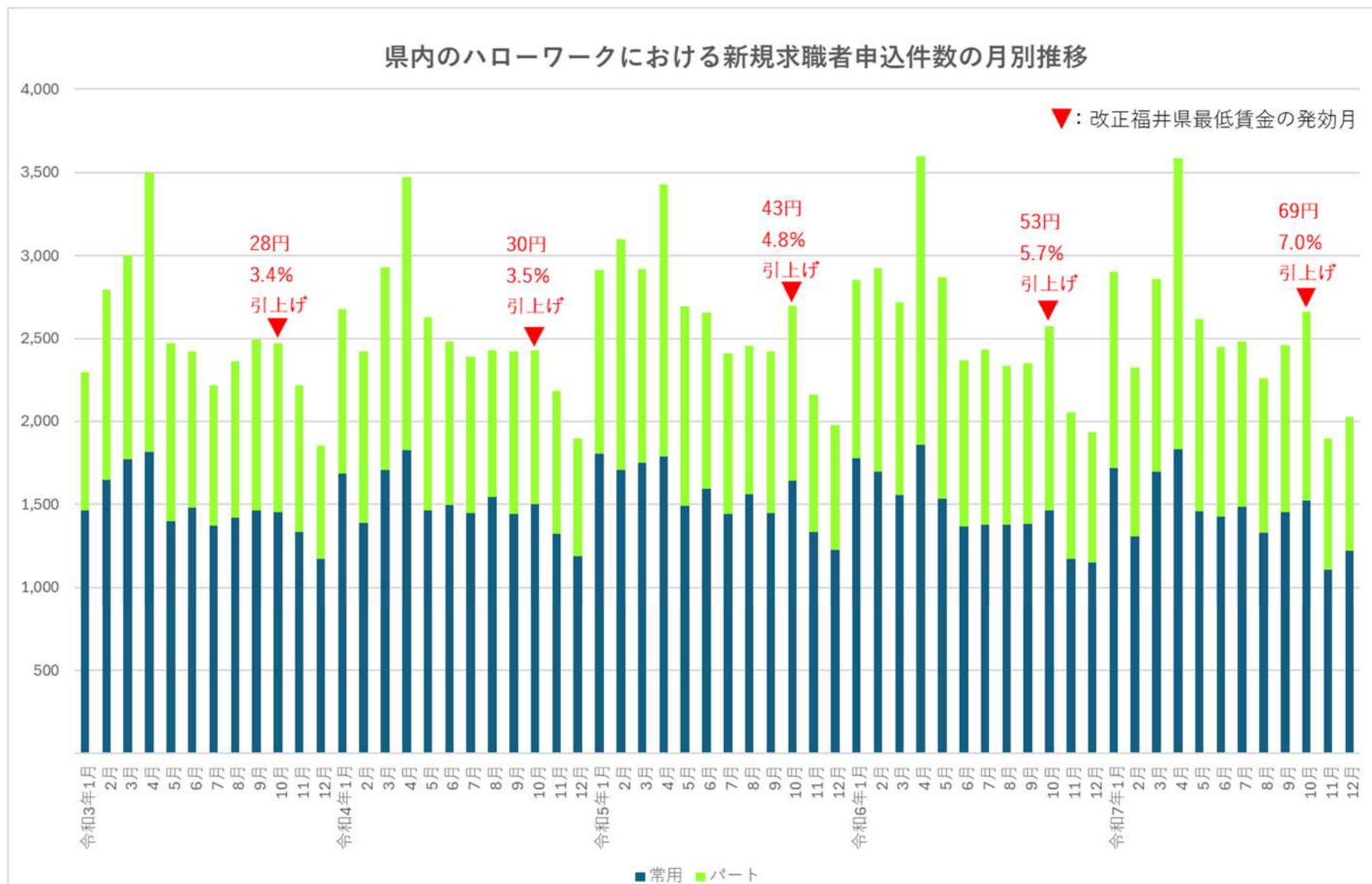
県内の雇用保険被保険者の事業主都合離職者の月別推移

令和7年9月～10月にかけて事業主都合離職者に増加傾向が見られたが、その後は落ち着いて推移している。



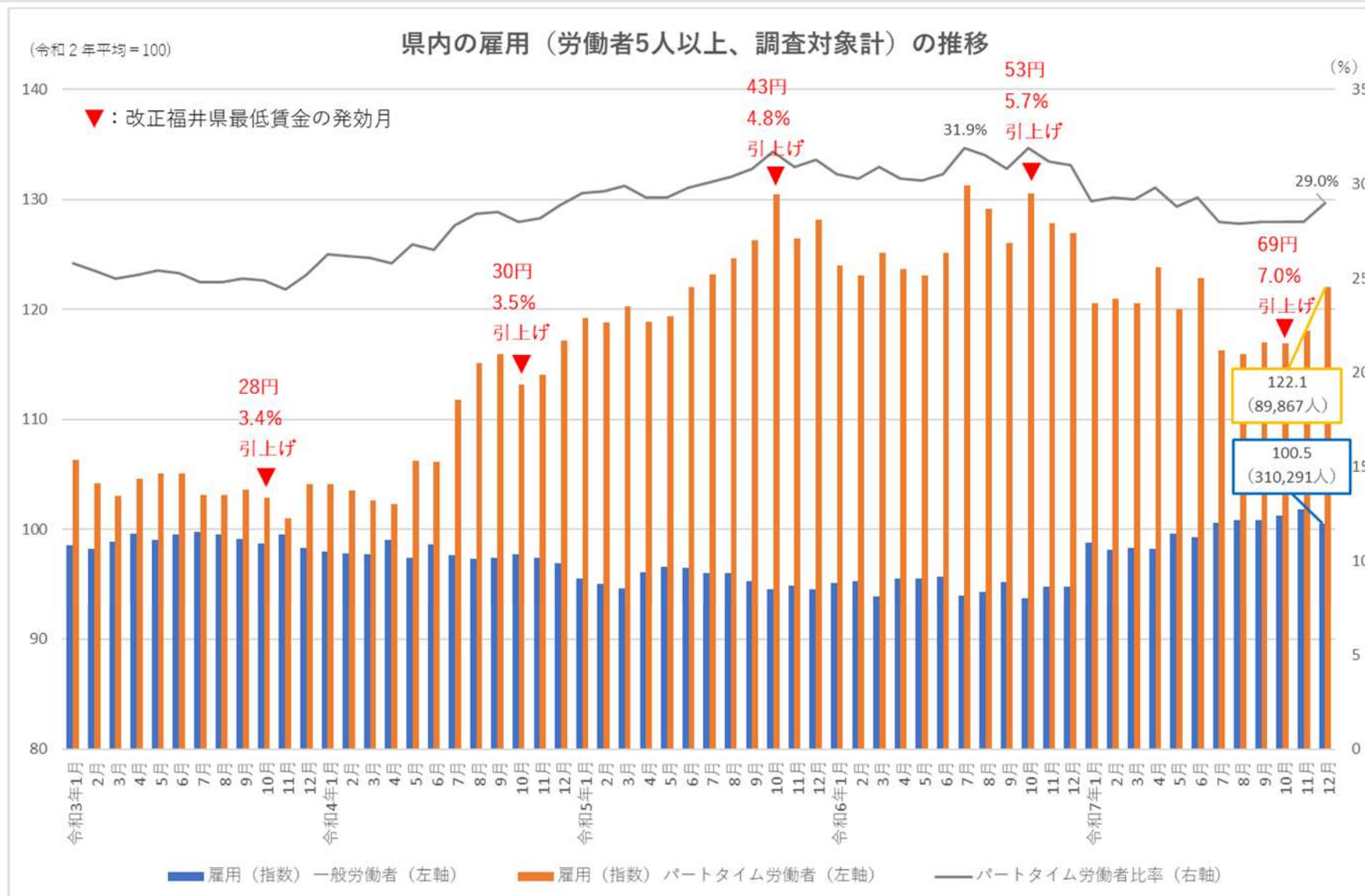
県内のハローワークにおける新規求職者申込件数の推移

令和5年度以降、福井県最低賃金の改正発効月である10月に、毎年、新規求職者申込件数に伸びが見られる。



県内の雇用の推移

令和6年10月以降、一般労働者は増加傾向、パートタイム労働者は減少傾向を示している。パートタイム労働者比率はピークの31.9%（令和6年7月）から29.0%（令和7年12月）まで低下している。



県内の現金給与総額の推移

令和7年3月以降、令和7年6月を除き、実質賃金指数はプラス圏内を推移し、令和7年11月、12月はプラス1.5%~2.0%で推移している。

